補償金の請求時(これまでに一時金を支給されていない方)

○ 請求者全員が提出する書類

1	住民票の写し等	・申請者の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類 (例)住民票、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し ・居住地(居所)が住民票上の住民地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所 に居住していることが確認できる書類を添付
2	様式2 旧優生保護法補償金・優生手術等 一時金支給請求に係る診断書	・原則として、「各種様式」の中の「様式2」を使用してください。 すでに、診断書を取得済みの場合には、別の様式でも問題はありません。
3	様式3 旧優生保護法補償金・優生手術等 一時金支給請求に関する診断書 作成料等支給申請書	・原則として、「各種様式」の中の「様式3」を使用してください。 すでに、領収書を取得している場合には、「様式3」のうち、申請に関する事項 のみ記載し、「3. 領収書欄」は空欄にしたうえで、取得済みの領収書とあわせて 提出してください。
4	通帳やキャッシュカードの写し等	・金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類 金融機関コード、支店コードが確認できる場合には、これらの請求書への記載は 不要です。

○ 支給認定にあたり参考となる書類

5	その他請求に係る事実を証明する書類	 「様式2 旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に係る診断書」の他、 補償金または優生手術等一時金の支給の認定にあたって参考となりうる書類があれば添付してください。 (例)・優生手術等の経緯について関係者(親族等)からの証言・戸籍謄(抄)本等の子どもがいないことを確認できる書類・請求者が都道府県や医療機関などから入手した優生手術等の実施に関する書類・障害者手帳等の請求者が障害や疾病を有していたことが確認できる書類 等

○ 請求者に応じて提出する書類

	特定配偶者の場合	
6	戸籍謄(抄)本等	・優生手術等を受けた方との関係を証明できる戸籍謄(抄)本等の原本 ・婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、 「様式1 事実婚関係に関する申立書(補償金請求用)」の提出の他、必要書類があります。別紙の「事実婚関係の証明に必要な書類について」をご確認ください。

遺族の場合 (本人または特定配偶者が死亡している場合)7優生手術等を受けた方または特定配偶者の遺族であることを証明できる書類・死亡届の記載事項証明書等 これ以外にも、優生手術等を受けた方もしくは特定配偶者または先順位の遺族の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類として、死亡診断書等の写しまたは戸籍謄(抄)本の原本でも問題ありません。・戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本もしくは戸籍(除籍)全部事項証明書等の原本請求者と優生手術等を受けた本人または特定配偶者との関係及び請求者より先順位の遺族がいないことを確認できる証明書等

既に補償金の支給を受けた場合

8 の写し等

補償金の認定結果通知または振込み済通知 │・優生手術を受けた方であって、かつ、特定配偶者である場合には、国から支払われ る補償金の額が調整されます。

国から損害賠償金や和解金の支払いを受けている場合

国から支払いを受けた損害賠償金等の内容 等に関する事実を証明することができる

・判決内容の分かる書類や和解に関する合意書などの写し等を添付してください。

成年後見人に選任されている方が請求書を提出する場合

10 成年後見人であることを証明する書類

書類

- ・6か月以内の登記事項証明書の原本を提出してください。
- ・請求書の「1. 請求者の情報」欄に、成年被後見人の情報を記載してください。
- ・請求書の余白等に「成年被後見人○○の成年後見人××」と記載してください。

事実婚関係の証明に必要な書類について

次の(1) \sim (3) の書類を提出してください

(1) 事実婚関係に関する申立書 (補償金請求用) ・優生手術等を受けた方が死亡している場合や現在既に関係を解消しており、 当事者からの申立を得ることが困難な場合は、当該者に係る婚姻の意思についての第三者の証言及び証言に虚偽の内容がないことの誓約を記載してください。 (様式1の4への記載) ・同一世帯に属していたことを証明する住民票の写し	必須
・事実婚関係証明の参考となる書類を提出してください。	だだを失い負該さる場。担失

現金書留封筒等)の写し